

## 米軍人による女性暴行事件に関する意見書

去る3月13日、沖縄県警は同日未明に那覇市内のホテルで発生した女性暴行事件について、キャンプ・シュワブ所属の米海軍1等水兵を準強姦罪の容疑で緊急逮捕した。女性に対するこのような行為は、肉体的、精神的苦痛を与えるだけではなく、人間としての尊厳をじゅうりんする極めて悪質な犯罪である。

本県における復帰後の米軍構成員等による犯罪件数は、平成27年12月末時点で5896件にも上り、本県議会は、事件・事故が発生するたびに、綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう米軍等に強く抗議してきたところである。それにもかかわらず、今回、またもやこのような事件が発生したことは、米軍における再発防止への取り組みや軍人への教育のあり方が機能していないと言わざるを得ず、激しい憤りを禁じ得ない。

よって、本県議会は、県民の人権・生命・財産を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

### 記

- 1 被害者及び家族への謝罪並びに完全な補償を行うこと。
- 2 米軍人・軍属等の綱紀粛正、人権に関する実効性のある教育及び休暇時等の行動実態調査等を行うよう求めるとともに、その内容や実施状況等を県民に公表すること。
- 3 日米両政府は、米軍人・軍属等による事件・事故を防止するため、沖縄県の提言を受け実効性のある教育・規制のあり方を協議し、実施する仕組みを構築すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な見直しを行うとともに、米軍基地を整理・縮小すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣  
外 務 大 臣  
防 衛 大 臣  
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て